

学校法人第二麻生学園役員報酬等規程

(趣旨)

第1条 学校法人第二麻生学園の役員（理事・監事）に対する報酬等については、この規程の定めるところによる。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいう。
- (2) 常勤の役員とは、法人もしくは本法人が設置する学校において管理責任を負う役職を有する者で法人において勤務することが常態である者をいう。
- (3) 非常勤の役員とは、常勤の役員以外の者をいう。

(役員報酬の種類)

第3条 役員（理事・監事）の報酬は、常勤の役員報酬と非常勤の役員報酬とする。

(常勤役員の報酬の額)

第4条 常勤役員の報酬額は、月額3万円とする。

- 2 前項の規定の他に、理事長は月額5万円を、また副理事長は月額4万円を役員報酬に加算し支給することができる。

(非常勤役員報酬の額)

第5条 非常勤役員の報酬額は、月額3万円とする。

(支給方法等)

第6条 報酬の支給は、毎月行うものとする。

- 2 月の途中において、死亡、病気その他の事由により辞任した場合、及び新たに就任した場合には、当該月分の報酬を支給する。
- 3 学校法人第二麻生学園寄附行為第10条第1項の規定により解任された場合は、本条第1項の報酬は、支給しないものとする。
- 4 役員給与は、月末締め、当月の25日に支給する。

(旅費の支給)

第7条 役員の旅費の支給等について必要な事項は、別に定める。

(公表)

第8条 本法人は、この規程をもって、私立学校法第63条の2第4号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(規程の改廃)

第9条 この規程の改廃は、理事会の議を経て理事長が行う。

附 則

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この改正規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この改正規定は、平成28年10月1日から施行する。

附 則

この改正規程は、令和2年4月1日から施行する。